|  |
| --- |
| 訪問介護が厚生労働大臣の定める回数以上となる居宅サービス計画の届出書 |
| フリガナ |  | 被保険者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 被保険者氏名 |  |
| 生年月日 |  年　　　月　　　日 | 性　別 | 男　　・　　女 |
| 住　　所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 |
| 要介護度 | □ 要介護１　□ 要介護２　□ 要介護３　□ 要介護４　□ 要介護５ |
| 利用開始年月 | 年　　　月から | 生活援助の計画上の回数 | 回 |
| 計画作成の区分 |  □ 新規　　　 □ 更新　　　 □ 区分変更　　　 □ 計画変更 □ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 訪問介護の生活援助中心型サービスが基準回数以上となる理由 |  |
|
| 添付書類 | 　□ 居宅サービス計画書（１）（利用者へ交付し、署名があるもの）　□ 居宅サービス計画書（２）　□ 週間サービス計画表　□ サービス担当者会議の要点　　□ 居宅介護支援経過（訪問介護が必要な理由を記載した箇所のみで可）　□ サービス利用票　□ サービス利用票別表　□ 訪問介護計画書 |
| 朝来市長　様　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18号の２の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた居宅介護サービス計画について、上記のとおり届け出ます。 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  |
| 　　　事業所名 |
| 　　　事業所住所 |
| 　　　介護支援専門員等氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　 |
|  |

　居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月末までに提出してください。